

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和5年6月12日

【開催日】 令和5年6月12日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時25分～午後1時20分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

市民部長	岩佐清彦	市民部次長兼生活安全課長	石田恵子
市民課長	吉村匡史	市民課課長補佐	佐藤善寛
市民課戸籍係長	丸田佳代子	市民課住民係長	西村真愛
環境課長	山本満康	環境課主査兼環境政策係長	原野浩一
環境衛生センター所長	村長康宣	環境衛生センター主任	松尾勝義
環境衛生センター主任	磯部修一		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課課長補佐	竹内広明
高齢福祉課主査	篠原紀子	高齢福祉課高齢福祉係長	藤永一徳
高齢福祉課介護保険係長	見田健治		
社会福祉課長	坂根良太郎	社会福祉課課長補佐	三好正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎	社会福祉課生活保護係長	加藤竜一

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係主任	岡田靖仁
-------	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

午前11時25分 開会

松尾数則分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について審査を行います。審査番号②から審査しますので、よろしくをお願いします。

吉村市民課長 補正予算書14、15ページをお開きください。上から2段目2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の補正について御説明します。このたびの補正は、戸籍情報システムの整備とシュレッダーの購入の補正です。15ページ、12節委託料、システム改修委託料として423万5,000円を増額しています。補正の主な内容としまして、令和元年5月24日施行の戸籍法及びデジタル手続法の一部改正により、国が戸籍をマイナンバーで紹介できるようにシステム整備し、令和5年度にリハーサル運用を開始しますので、本市の戸籍情報システムを国のシステムに連携させるため、アプリケーションのバージョンアップを行うものです。歳入はございません。全額一般財源です。次に、17節備品購入費、機械器具費を36万8,000円増額しています。補正の主な内容としまして、既存のシュレッダーが故障したことに伴うシュレッダーの購入です。故障したシュレッダーは、メーカー保証期間も終了し、2010年代に部品供給が終了していますので、購入することにしました。説明は以上です。

山本環境課長 議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）の環境課分について説明します。補正予算書16、17ページをお

開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料のうち、システム改修委託料706万2,000円の増額は、インボイス制度に対応するための環境衛生センターの計量システム改修によるものです。本日お配りしました資料の表面インボイス制度対応システム導入事業を御覧ください。1、事業概要ですが、環境衛生センターでは家庭ごみ及び事業系ごみの搬入に対し、ごみ処理手数料を徴収しています。消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されるため、請求書の発行等が制度に対応するものとなるよう、システムの改修を行うものです。2、補正理由は、システム改修を令和5年10月1日のインボイス制度開始に間に合わせる必要があるためです。3、予算費目は、先ほど説明したとおりです。4、システム改修を行う端末の設置場所は、配置図に記載のとおりで、台数は、計量棟2台と中央制御室1台の合計3台です。続きまして、再び補正予算書16、17ページを御覧ください。4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、12節委託料のうち、草刈等委託料50万円、14節工事請負費6,138万円は、老朽化が進行しているし尿処理施設、小野田浄化センターの施設整備に関するものです。再び資料で説明させていただきます。資料の裏面小野田浄化センター施設整備事業を御覧ください。1事業概要ですが、下水道と共同処理を行うし尿受入施設の建設事業を進めるにあたり、建設予定地に現存する高分子焼却炉の解体工事を行うとともに、周辺樹木を伐採するものです。2、補正理由は、解体設計業務の受託者より4月13日付けで解体工事に係る概算事業費の提出があったことから、可能な限り早い時期に解体工事を完了し、し尿受入施設の建設事業を速やかに進めるためです。3、予算費目は、先ほど説明したとおりです。4、位置図、現場写真ですが、位置図中央の太枠部分、建設予定地と示しているのがし尿受入施設の想定建物、その下の黒色部分が解体する高分子焼却炉です。参考までに、高分子焼却炉の建築面積は、約220平方メートルです。5、事業スケジュール予定は、環境課と下水道課の役割でそれぞれ分けて記載しております。今年度につきまして、環境課は高分子焼却炉の解体及び周辺樹木の伐採、下水道課は建設に向けての基本設

計・測量・地質調査を行います。最後に、歳出予算に対する歳入について、補正予算書12、13ページを御覧ください。22款市債、1項市債、3目衛生費、1節清掃債に特定財源として解体工事費に充当するための高分子焼却炉除却事業債5,530万円を計上しています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。まず、市民課分からいきましょう。

吉永美子委員 よく出てくるシステム改修委託は、やむなしとは思いますが、この金額の算出根拠を教えてください。

佐藤市民課課長補佐 差算出根拠ですが、まずSEの作業費用が325万円。そして、パッケージの費用が60万円、それに消費税で423万5,000円となっております。

吉永美子委員 これは入札等はなしで、随意契約でしょうか。

佐藤市民課課長補佐 戸籍システムは、NEC社製のシステムを利用しておりますので、入札ではなく、随意契約を予定しております。

吉永美子委員 NEC社がおかしなことはしないと思っておりますが、金額の根拠をきちんと示しておられて契約されていると認識してよろしいですね。

佐藤市民課課長補佐 パッケージ費用については、我々が精査することは難しいです。作業費の単価は、1日当たり6万5,000円です。そして、端末とサーバーで約40台程度あり、一つ一つ作業していく必要があるということで、それぐらいの時間がかかると確認しております。

吉永美子委員 例えば、同じ規模の自治体との比較はされているのでしょうか。

佐藤市民課課長補佐 近隣では宇部市が同一システムを使っているんですけども、宇部市が利用している端末は、既にアプリケーションのバージョンアップが行われたものが入っているということです。近隣では山陽小野田市だけの作業になっております。

吉永美子委員 他との比較は困難ということですか。

佐藤市民課課長補佐 同様の作業ということでは、なかなか他市と比較しがたい、なかなか情報が集めにくいというところですか。

吉永美子委員 シュレッダーの金額の根拠を教えてください。。

吉村市民課長 市内の業者に見積もっていただきまして、その金額を計上しております。機種的能力については、今使用しているシュレッダーと同じです。

吉永美子委員 見積りは複数取っておられますね。

吉村市民課長 今回は1社から頂いております。

吉永美子委員 なぜ1社になるんですか。

吉村市民課長 参考見積りということで1社の見積りを頂きました。（「発言する者あり」）申し訳ございません。訂正します。2社から見積りを頂いております。

松尾数則分科会長 市民課分の質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、環境課分の質疑がありますか。

吉永美子委員 市民課分と同じことを聞きます。システム改修委託料の金額の根拠をお願いします。

原野環境課主査兼環境政策係長 業者からの見積りを参考に計上しております。内訳としては、ソフトの改造費として480万円、技術者の派遣費として約55万円、諸経費として約107万円、これに消費税を加えた金額として、予算計上しております。

吉永美子委員 契約の仕方をお知らせください。

原野環境課主査兼環境政策係長 こちらはプラントメーカーである川崎技研の特注品であり、焼却炉のシステムと連動しているため、随意契約となります。

吉永美子委員 川崎技研のものを使っている自治体がほかにもあるのではないかと思います。金額については、きちんと精査した上で委託料として計上しているということによろしいですね。

原野環境課主査兼環境政策係長 県内に川崎技研のものを使用している例がないため、先ほどの市民課の説明とも重複しますが、情報が集めにくいというところがあります。また、自治体の規模や地域性がありますので、金額の算定については説明しにくいところがあります。

吉永美子委員 仮に市民から聞かれたときに、きちんと答えられるようにしておくということは、先ほどの件も一緒ですけど、必要なことだと思うんです。どこまで努力された中で見積りを出されたかということをごきちんと説明できるようにしていただきたいと思うんです。調査することは困難ですか。無理なんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 川崎技研のプラントを扱っている自治体は、他県にはありますので、その辺りを確認させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

白井健一郎委員 し尿処理について、今までは高分子焼却炉だったと思うんです。今回、全面的に工事することによって、し尿受入施設を造るということですが、性能もかなり上がるわけですか。（「それは下水道課」と呼ぶ者あり）失礼しました。

山田伸幸委員 最初に塵芥処理費のインボイス対応についてお聞きします。請求書発行は、事業者だけが対応するのでしょうか。それとも、全ての市民がこれに対応していくということなのでしょうか。

村長環境衛生センター所長 本市につきましては、事業系ごみの消費税を10%取っておりますが、それが該当いたします。

奥良秀委員 インボイスの件についてお尋ねします。令和5年10月1日にインボイス制度が開始するということは、かなり前から分かっていたことなんですけど、この時期に改修をされる根拠は何かあるのでしょうか。

村長環境衛生センター所長 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されるということは承知しておりましたので、当初予算の要求に向けて、昨年システム業者とインボイス改修の協議を開始しておりました。この協議を進めていく中で、パソコン端末が供用開始から既に8年経過し、ぜい弱性が見られるということが判明しました。同時に、端末数も更新しておいたほうが、新システムがより正確に稼働するということが判明したところです。このため、端末を更新する長期包括運転管理の受託者である日本管財環境サービスとも調整を始め、日本管財との事業計画の中で、端末の更新時期は令和6年度中としておりましたが、このたびのシステム改修に合わせて、市がシステムを導入する時期と同時に端

末を更新することの合意が取れましたので、このたびの補正予算で要求しております。

山田伸幸委員 必要となる端末は何台ぐらいでしょうか。

村長環境衛生センター所長 計量棟の入り口側、出口側に各1台ずつと、中央制御室に1台の合計3台になります。

吉永美子委員 小野田浄化センターについて、草刈等委託料は、この周辺の樹木の伐採でしょうか。

山本環境課長 そのとおりです。

吉永美子委員 地球温暖化のことを考えると、樹木を全部切ってしまうということではないと思うんです。伐採の方法はどのようになるのか教えてください。

原野環境課主査兼環境政策係長 今見ていただいている写真の右側の中央の写真ですが、この辺りまで、実際にし尿受入施設を建設するための用地として使う可能性が高いので、ここまでの全てを伐採して、伐根までしてしまいたいというところです。下水道課とも話をして、今回、予算を計上させていただいておるところです。

吉永美子委員 樹木は残すことが不可能だから伐採するということですね。やむなしですね。

原野環境課主査兼環境政策係長 御指摘のとおりです。

山田伸幸委員 高分子焼却炉については、以前、ダイオキシンの問題があったんですけど、それはもうクリアされているのでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 現在、解体に向けて設計を行っておりまして、適切に処理できる方法を解体工事に含んで、解体するようにしております。

山田伸幸委員 除去されたダイオキシンは、どのように処分されるのでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 まず、洗い流すような形で建物から落としていきます。そのときには、水が外に漏れないように、プールのような形にして廃棄するようにし、特別管理廃棄物として一般廃棄物と違った処理を行い、周りに除染液が漏れ出すことがないような方法で処理することになっております。

山田伸幸委員 これについては、慎重に事を進めていただきたいです。また、建設予定地について、全景の写真を見ると、かなり駐車場部分を食ってしまうように見受けられるんです。現在駐車している車は、こういった形になるのでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 おっしゃる部分は、環境衛生センター職員の駐車スペースとして使用しております。工事が始まりますと駐車スペースが確保できなくなるため、環境衛生センターの敷地内の別の場所に駐車スペースを確保するように内部で調整を進めております。運営には支障がないように進めたいと考えております。

福田勝政委員 2款、3項、12節委託料について、先ほど説明があったと思うんですけど、もう一度詳しくお願いします。

吉村市民課長 令和元年5月24日施行の戸籍法及びデジタル手続法の一部改正により、国が、マイナンバーで戸籍を照会できるようにシステムを整備

します。それに伴いまして、市のシステムを連携するためのアプリケーションのバージョンアップを行うものになります。

松尾数則分科会長 これは一般会計でしなければいけないんですね。国からの補助は全然ないんですか。

吉村市民課長 全額一般財源になっております。

大井淳一郎委員 浄化センターですが、工事請負費は入札でしょうか。それとも専門的とかいう感じで随契なんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 入札で執行する予定としております。

大井淳一郎委員 市内業者、市外業者など、何か要件があるんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 担当課としては、市内に解体事業者がいらっしゃいますので、こちらで執行できればとは思っております。しかし、規模等にもよりますので、監理室とよく相談した上で、また、建築住宅課にも関わっていただいておりますので、審査会等を経て適切な業者が入札できるように進めたいと考えております。

大井淳一郎委員 先の話になるかもしれませんが、新しい小野田浄化センターが建った後、古い建物は解体しますね。いつ解体するとか、見込みとかありますか。

原野環境課主査兼環境政策係長 現状の浄化センターということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらにつきましては、本日お配りしております資料のスケジュールを見ていただきますと、建設工事については令和9年度に完了するように考えております。そこまでは今の浄化センターを使いますので、それが終わりましたら令和10年度に解体工

事の設計を行って、令和11年度に今使っている浄化センターを解体するというスケジュールで考えております。

松尾数則分科会長 それでは、審査番号2番についての審査はこれで終わります。午前中はこれで終わって、午後1時から福祉部分を行います。

午前11時50分 休憩

(市民部退室 福祉部入室)

午後1時 再開

松尾数則分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を続行いたします。次は審査番号①、福祉部分について、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）のうち、高齢福祉課分について御説明します。14、15ページをお開きください。3款、1項、1目社会福祉総務費、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を44万9,000円減額するものです。これは、令和4年度の診療報酬支払基金交付金の精算に伴うものです。この内訳としましては、介護給付費分の追加交付額が17万190円（後刻「175万190円」に訂正）、地域支援事業費分の返還額が130万457円となっております。高齢福祉課からは以上です。

坂根社会福祉課長 それでは、社会福祉課分について御説明します。14、15ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料を4,749万7,000円増額するものです。この償還金は令和3年度と4年度に実施した子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金による住民税非課税世帯等への給付事業の精算に伴う国への返還金になります。内訳は令和3年度に行った事業の返還金が2,609万3,835円、令和4年度に行った事業の返

還金が2, 140万2, 840円になります。続きまして、16、17ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、12節委託料を250万6, 000円増額するものです。この委託料は、生活保護システムの改修委託料です。改修内容としましては、生活保護基準の見直しに関するものと国へ報告する調査項目の追加に関するものの二つの改修委託料です。生活保護基準については、厚生労働省が5年に1度の見直しを行い、新たな基準額を決定しますが、新しい基準額による支給は10月から始まるために、この度システムを改修するものです。続いて歳入です。10、11ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活困窮者自立支援費国庫補助金として125万2, 000円を計上しています。システム改修事業は国の補助事業ですので、事業費の2分の1が国庫補助金として歳入されます。社会福祉課分の説明は以上です。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは子育て支援課分を御説明します。一般会計補正予算書の14、15ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を723万8, 000円増額し、3億7, 180万3, 000円とするものです。この内訳は、12節委託料の設計委託料です。これは、令和4年度末をもって廃止した旧小野田児童館について、建物を解体し小野田小学校の駐車場として整備するため、建物解体に係る設計委託料を補正するものです。この事業に伴う特定財源の補正については、10、11ページをお開きください。22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債 旧小野田児童館除却事業債540万円を計上しております。次に地方債補正を御説明します。6ページをお開きください。第3表地方債補正、旧小野田児童館除却事業債540万円を追加するもので、これは先ほど御説明した旧小野田児童館解体に係る特定財源として補正するものです。3款民生費に係る補正の説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほど御説明した高齢福祉課分で1点訂正し

ます。先ほど、交付金の精算の内訳で、介護給付費分の追加交付額を17万190円と申したかもしれませんが、正しくは175万190円です。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。井。高齢福祉課分から質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは社会福祉課分から質疑を求めます。

吉永美子委員 償還金について、令和3年度分、令和4年度分ということで報告があったんですが、それぞれこの金額になった内訳をお知らせください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 まず、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還金の2,609万3,835円につきましては、国から交付決定を受けました金額が9億3,959万9,000円、このうち、概算払いで受入れた金額が7億9,069万9,000円で、差額の2,609万3,835円の返還でございます。それから、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還金につきましては、交付決定を受けた金額が4億326万6,000円。そのうち、概算払いで国から支払いを受けた金額が、3億6,309万8,000円でございます。事業費事務費、合計で、事業で使いました金額が3億4,169万5,160円で、差額の2,140万2,840円を返還するものでございます。

吉永美子委員 概算払いしたということで、実績としては100%になっていないのではないかとこのところをお聞きしたいわけですが。その点について、これは全く関係ないんですか。予算と実際に使ったお金が違うという差について、もらうべき人がもらえなかったという点がどのようになっているかを聞きたいです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 交付決定を受けた額については、予算要

求段階ということで、どうしても概算の数字になります。先にも御報告させていただきましたが、それぞれ、確かに100%にはなっておりませんので、幾ばくか支払われずに返還することもあるかと思えます。ただし、それぞれ100%にはなっておりませんが、実際に給付を断られた方や住民票を置いているが実際には市内に住んでおられない方等もおられますので、数字分ほど支払われなかった方がいるということではないと思っております。

吉永美子委員 市としては最大限努力して、令和3年度分も4年度分も給付されるべき人には支給できたということですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 そのとおりだと思っております。

白井健一郎委員 3款、3項、1目生活保護総務費ですが、システム改修委託料として二つのものがあるとおっしゃいました。基準が変わったというほうについてお尋ねしたいんですが、これは、要するに生活保護費が増えたと考えてよろしいでしょうか。

坂根社会福祉課長 この度の基準額の改定につきましては、生活保護費のうち、食費や光熱費などに充てられる生活扶助費、いわゆる生活費が見直されております。この見直しに伴って、保護費が増加する世帯、減少する世帯が生じるところ、物価高の影響を考慮して、減少する世帯については現状維持とすることになっております。なお、国は、2年間は今より基準額が下がる世帯は出ないと言っております。

白井健一郎委員 昨今の物価高に対応するというお話でしたけれども、生活保護費が、2013年から2015年に切り下げられたときに、それは違法な切り下げ、つまり、生存権を侵害する切り下げではなかったのかという裁判が、全国の29地裁にかかって、そのうち17地裁で判決が出たんです。その17件のうち、8件で違法だと出たらしいです。この裁

判は、例えば、2021年2月の大阪地裁の裁判ですが、この影響があったと考えられますか。2023年4月7日に新聞だから、つい最近の記事なんですけど、いかがですか。

坂根社会福祉課長 現在、引下げに関する裁判等が各地で行われておりますが、今回の生活保護の基準の見直しについては特には影響ないと聞いております。

山田伸幸委員 給付金の件に戻りますが、執行部は最大限努力して、支給されるべきところにはしっかり支給したということですが、それでもかなりの金額が給付されないまま残ってしまったということです。その辺りについてはどういったところから生まれてきたと考えておられるでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先ほども申しましたが、断られた方や住民票が山陽小野田市においてあるが、実際にはその場所に住んでおられない方で、通知書が届いてない方などが中心だと思っております。

山田伸幸委員 では、実際には対象者であるにもかかわらず、そういったお知らせ等がきちんと届かなかつたがために失効してしまったということは考えられないですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長主査 そういう事例もあろうかとは思いますが、令和3年度の時も令和4年度の時もですが、確認書を通知したときに、確認書到達から3か月以内の期間を設定しております。その中で、幾らか締切日を過ぎた方でも対応はしておりますが、相当期間経過した後に申し出られた方もいらっしゃいました。そういった方については、これまでの期間で申請を求めているものと説明させていただいております。

吉永美子委員 システム改修委託料について、金額の算出根拠をお願いします。

加藤社会福祉課生活保護係長 今回のシステム改修は、山口自治体クラウドサービスの機能追加であるため、生活保護システムを運営する会社に随意契約したものになります。契約内容としまして、生活保護の制度の基準額の見直しに関する改修が約150万円です。詳細な内容としては、生活保護の計算方式の見直し、令和5年10月1日に改修するんですが、それ以前の遡及変更への対応等です。

吉永美子委員 山口自治体クラウドサービスということは、他市も一緒にということですか。本市が単独でするのではないということでしょうか。

加藤社会福祉課生活保護係長 もともと生活保護システムを作っておりますのが、北日本コンピューターシステムというところですけども、その管理運営ということで、株式会社サンネットに入っておりますので、各市に対して同様の金額が請求されていると思います。

吉永美子委員 人口割りなのかは分かりませんが、自治体クラウドに入っている全体の中で割り振っているということでしょうか。本市が1対1で随意契約したものなのか、それとも、全体で契約して、一部が割当てられているのかという契約の在り方についてお聞きします。

吉岡福祉部長 このシステムについては、山口自治体クラウドを通して改修したものでございます。御存じのとおり、この自治体クラウドについては、県内の7市町が共同して導入したのですが、この7市町のうち、生活保護に関するものがないところもございます。町については県がやっておりますので、参加している市で案分して、人口などいろいろあると思いますが、そういった中で配分して割当てられている金額と認識しております。

松尾数則分科会長 社会福祉課分の質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に子育て支援課分について、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 児童館の廃止に伴って、児童館の建物をどうするかという議論の中で、解体した後の話がありました。当時は市有財産について検討する委員会はまだ開かれてなかったもので、このたびは正式に駐車場にすることが決定されたと思うんですが、今回の議案を上程するまでの経過について説明していただければと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 経過について御説明します。令和5年2月1日に市有財産活用検討委員会が開催されました。その中で、子育て支援課からは、小野田児童館の跡地利用について、庁内全体に再利用の希望等を諮ったところです。子育て支援課としては、原課独自で他の用途で活用しないということで、庁内でほかに活用を希望するところがあるかを議題として挙げました。その中で教育委員会から小学校の駐車場として活用したいという希望がありましたので、建物を解体して、跡地を整備し、駐車場と活用することとしました。

大井淳一郎委員 そのようなプロセスを経て駐車場ということになったんですが、今回上がっている設計委託料について、解体されてから駐車場として活用されるまでの具体的なタイムスケジュールについて説明してください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 現在の予定ですが、このたびの補正予算を可決していただきましたら、今年8月から解体の設計を行う予定としております。工期は令和5年8月から令和6年2月までとしております。その後、令和6年7月から10月までを解体工事期間としまして、並行して令和6年6月から11月頃までを外構の設計測量期間としております。実際に外構工事に入るのは、令和6年11月から令和7年2月としております。解体工事の前後にそれぞれ家屋調査の期間を1か月程度設

けております。

大井淳一郎委員　まだはっきりとした計画は定まっていないと思うんですが、解体後の駐車場はどういった方が利用されるのか想定されていますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　主には小学校のほうで活用していただくこととなりますので、教職員の方を中心に車をとめていただくことになりかと思えます。児童クラブにつきましても、職員の駐車場や送迎用に若干のスペースが必要ですので、10台程度を児童クラブ用に利用させていただきたいと考えております。

吉永美子委員　723万8,000円の設計委託料は、どのような事業者へ委託されるのですか。設計を委託する相手方の考え方についてです。どういう事業者へ委託されて、また、どのように金額を決めるのかです。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　解体用の工事図面の作成や解体工事の積算等を委託する予定としております。また、アスベストやダイオキシンに関する調査等もお願いする予定としておりますので、設計を行える事業者へ入札の案内をするようになりかと考えております。

吉永美子委員　先ほども出ましたが、市内事業者を使うことができる内容になりますか。市内に入札する相手先がなければ市外業者になりますけども、どういうふうにやっつけていけますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　登録があれば市内業者へお願いするようになりかと思えます。

山田伸幸委員　これは児童クラブの送迎の際もここを使えるんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　そのように予定しております。

山田伸幸委員 送り迎えの際に展開するスペースは取れるんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 現在の児童館の建物を解体して敷地全面を駐車場にする予定ですので、そういったスペースは十分取れると思っております。

奥良秀委員 解体のことですが、施設や駐車場や外構部分も今から設計されて計画を立てられると思うんですが、奥にある木がかなり大きいと思うんですが、それについても設計の中に入ってくるのか教えてください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 メタセコイヤの木が3本ぐらいありますが、そちらもこの度の解体工事で伐採する予定としております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。以上をもちまして、民生福祉分科会を終了します。
お疲れ様でした。

午後 1 時 2 0 分 散会

令和 3 年（2023 年）6 月 1 2 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松 尾 数 則